

Y O K E 語学ボランティア登録・紹介事業実施要領

1 目 的

本事業は、通訳ボランティアの登録・紹介を行い、日本語の理解が困難な外国人などが円滑に公的機関等での手続き及び相談等を行えるよう支援することを目的とする。

2 事業の実施

本事業は、公益財団法人横浜市国際交流協会（以下、「協会」という。）において行う。

3 語学ボランティアの登録

語学ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の登録は、次のとおりとする。

(1) 登録条件

- ①本事業の趣旨に賛同し、熱意を持って活動できる者
- ②日本語および日本語以外の言語（言語は問わない）による通訳ができる者
- ③原則として、E m a i l でのやり取りができる者
- ④年齢18歳以上
- ⑤原則として、横浜市または近隣に在住・在勤または在学する者

(2) 登録方法

協会に所定登録用紙を提出し、登録するものとする。

(3) 登録期間

登録期間は、登録日より、登録者から登録抹消の申し出があった日までとする。

(4) 登録終了

次の場合には、ボランティアとしての登録を終了する。

- ア 本人から登録終了の申し出があったとき
- イ 連絡がとれなくなったとき
- ウ ボランティアとしてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

4 ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、横浜市または近隣地域に所在する、行政機関や公的機関、公共的団体及びこれらに準ずると協会が認める団体等での、手続き・説明・相談などについての通訳とする。なお、通訳は原則1回2時間程度とする。

ただし、次の場合は紹介の対象としない。

- ① 区役所、市立小中学校など横浜市の施設で、「横浜市通訳ボランティア派遣事業」（横浜市国際交流協会事業）で対応可能なもの
- ② 政治・宗教・営利を目的としたもの
- ③ ボランティアとしての通訳を超えるもの（医療通訳、司法通訳など）
- ④ 公序良俗に反する内容
- ⑤ その他本事業の目的にそぐわないもの、当協会が不適切と判断するもの

5 依頼できるものおよび依頼方法

(1) 通訳を依頼できるものは、次のとおりとする。

- ①横浜市に在住・在勤・在学する外国人本人（代理人可）
- ②横浜市にある、営利を目的としない団体・組織

③その他協会が必要と認めたもの

(2) 通訳の依頼

- ①依頼者は、原則として希望日の1週間前までに「Y O K E 語学ボランティア紹介依頼票」を協会に提出する。
- ②協会が、申込の内容が適当であると認めた場合は、ボランティアの紹介を行う。
- ③依頼者は、通訳内容、謝礼金額及び求めるレベル等について紹介ボランティアと事前に協議を行う。
- ④マッチングが成立した場合は、ボランティアが協会へその旨を連絡する。

6 ボランティアへの謝礼

費用は依頼者が負担し、直接ボランティアに支払うものとする。金額は依頼者とボランティアとの事前の協議によって決定するものとする。

7 守秘義務

ボランティアは、活動で知りえた個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。なお、ボランティア登録終了後も同様とする。

8 保険の適用

ボランティアの活動中の事故に備え、協会が福祉サービス総合補償に加入する。

9 責任の所在

- (1) 通訳・翻訳により生じた第三者への賠償責任については、依頼者が負うものとする。
- (2) この事業は、ボランティアの自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任によるものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- (1) この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- (2) 2020年8月1日一部改正。